

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月22日

宮城県知事 浅野 史郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウジエスーパー梅ノ木店

登米市迫町佐沼字八幡三丁目2-5 外

二 市町村の意見

- 1 交通処理計画及び安全対策について、現状の道路環境等をふまえ最良の計画と判断するが、開店初期の来店者誘導及び安全対策に万全を期されたい。
- 2 周辺環境に対する配慮について、出店計画されている地域は新しく形成された住宅が多いことから、出店後の生活環境保持などについて、該当町内会等と必要な協議及び意見交換できるよう努力されたい。

三 地域住民等の意見の概要

なし

四 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、宮城県登米地方県政情報コーナー及び登米市役所

五 縦覧期間

平成17年7月22日から平成17年8月22日まで（ただし、閉庁日を除く。）